

平成27年知立市議会 3月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成27年3月19日(木) 本会議終了後
2. 招集の場所 第1委員会室
3. 出席委員(7名)

杉山 千春	三宅 守人	高木千恵子	永田 起也
稲垣 達雄	佐藤 修	石川 信生	
4. 欠席委員
なし
5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市長 林 郁夫	副市長 清水 雅美
福祉子ども部長 成瀬 達美	子ども課長 星野 主税
6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 島津 博史	議事課長 横井 宏和
議事係長 近藤 克好	
7. 会議に付した事件(又は協議事項)及び審査結果

	審査結果
事 件 名	
議案第34号 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例	原案可決

開会 午後0時59分

○稲垣委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。

当局より発言の申し出がありますので、これを許します。

○清水副市長

貴重な時間、申しわけありません。よろしくお願ひいたします。

先ほどの本会議におきまして、議案第34号の提案理由の説明を市長のほうからさせていただきます。その中の説明といたしまして、今回の第3子の保育料の無償にかかわる部分でございますけれども、提案理由の説明といたしましては、保護者が18歳未満の児童を3人以上養育する場合の第3子以降の保育料の減免云々と、こういうことで説明をさせていただきましたが、詳細に申し上げますと、議案第34号の規定にもございまして、18歳未満の次に括弧書きの説明といたしまして、「18歳未満に達する日以後の最初の31日までの間にある者をいう」ということでございますので、そこが市長の提案理由の説明が少し詳細に欠けておったということでございますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。失礼いたしました。

保護者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう）というところでございますので、この点について、詳細の説明が欠けておりました。大変申しわけありませんでした。

○稲垣委員長

本委員会に付託されました案件は1件、すなわち議案第34号です。

議案第34号 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

ただいま訂正の説明がありましたけれども、本会議での説明は議事録に載るわけですよ。ここにある、正確には今、副市長が読み上げたとおりで

ありますけれども、ここで撤回するということがありますけれども、議事録についてはそのまま残るわけで、その扱いはどうしたらいいのかなというふうに思いますけど。

○議会事務局長

最終日本会議開会后、もう一度、同じ文章、今、副市長が述べたとおりになるかと思ひますけれども、発言をお願いしていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○佐藤委員

今回は、この部分について、また1号認定の保育料のところの備考と3項の準用という点あわせて誤りがあったということで、議案を撤回をするという大事な、そして再度、追加提案をするという形になったわけでありまして、そういう点では、本会議での説明についてはちょっと、そうであったにもかかわらず、正確さに大変欠いたのではないかなという点では、本当に反省をしてもらわないかなというふうには私思ひますけれども、今、議事録として残るものについては、事務局長がそう言われたわけですが、そうした点でどうなのかなと、どう認識をされているのかなということですけど、ぜひお願ひしたいなというふうに思ひますけれども、もう一度。

○議会事務局長

先ほど答弁させていただいたとおり、訂正発言につきましては、本会議最終日3月25日、開会の後に再度、副市長のほうは今発言していただいたのについて、当局の発言をいただこうと思ひておりますけれども、これについては、最終日前の議運にも諮ってということになりますけれども、そういうことでお願いしていきたいと、事務局としては考えております。

○清水副市長

ただいまの佐藤委員の御指摘のとおりだというふうに思ひます。

先ほど私が御説明を申し上げました別表第2の保護者が児童の次の括弧での説明のところを再度、そのように説明をさせていただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

○佐藤委員

そういうことで、正確にやはりやってもらわないと、とりわけ今回の撤回については、18歳未満の方が保育料がゼロ円にならないという議案の中で、18歳未満という説明は、18歳に到達したら0円は打ち切れるよと、こういう説明だったわけなので、重大だなというふうに思います。

それで、私、聞いていきたいというふうに思いますけども、まず別表の第3条、これは1号認定ということだと思いますけど、わかりやすくちょっと説明をしてください。

○子ども課長

このたびは、いろいろ御迷惑をおかけして申しわけございませんでした。

今、別表1のところで、別表第1の第3条関係でございます。こちらのほうは、従来の私どもの持っている条例では入っておりませんでした。この条例は、なぜ今回、このように入っているかということでございます、まず最初に。これにつきましては、今度、子ども・子育て支援新制度におきまして、支給認定というものがありますけども、そのときに1号認定、2号認定、3号認定というような形で、まず年齢によって区分けと、それから保育の必要性あるなしによるものによって1号から3号まで分けるという形になっております。

1号認定につきましては、保育の必要性のない、教育という形でございますけれども、わかりやすく言いますと、幼稚園が一番、表現的にはわかりやすいのかなと思います。そうした幼稚園の保育料、こども園においても、1号認定で入っておられた方に関しては、やはりこちらの表を適用するような形になるわけでございます。そういったところを市町村でそれぞれ定めなければならないというようなことがありましたので、今回、そのこの1号認定のお子様の分について、別表1のように出ささせていただいております。

こちらのほうが、この表の区分け、まずA、B、C1、C2、C3というような形で5階層になっております。これは、従来、幼稚園につきましては今現在もあるんですが、幼稚園の就園奨励費と

いう補助制度がございます。その就園奨励費の補助制度を国のほうがそのまま使うような形で示しておりまして、このような形の表になっています。ですので、幼稚園については、こちらの表のとおり、Aのほうの生活保護世帯等、それからBについては市民税が非課税世帯、均等割の額のみの方、それからC1からC3については所得割額がある方で、それぞれ金額の3区分というような形になっております。こちらについては、今現在も、申し上げたとおり、就園奨励費でありまして、就園奨励費がなくなるかというような話ですと、なくなるわけではございません。今現在、幼稚園というのは、文部科学省下において補助を受けて運用されておるわけでございますけども、文部科学省下の制度の幼稚園が全てなくなるわけではなく、子ども・子育て新制度に移行して、こちらの制度に入ってくるか、入ってこないかという選択肢が幼稚園側のほうにございます。入ってこない場合は、今までどおり、文部科学省の傘下における補助を受ける、今までのどおりの幼稚園として運営ができていくというような状況でございます。

今現在、知立市内の状況でございますけども、幼稚園が現在、知立市には2学園、4幼稚園ございます。そのいずれも、こちらの新制度には移行しないということで聞いております。その幼稚園がいつ移行するかというお話も全く聞いておりません。ただ、やっぱり運営上の問題もございますので、将来的にはどうなるかというのは、やはり経営される側の御判断になってくるのかなと思っております。

以上でございます。

○佐藤委員

そうすると、これは1号認定ということで、今現在は、市内の2学園、四つの幼稚園はこれには該当はしないということですよ。しかし、将来的にそうしたものが、認定こども園といいますか、そうしたところに衣がえをしたような場合に、これが適用できるよということの理解でよろしいですか。

○子ども課長

まず1点、佐藤委員がおっしゃられたとおりで
ございます。

もう一つは、知立市は、この制度は、済みませ
ん、私、申し上げ忘れてました、知立市にお住まい
のお子さんが知立市の幼稚園だけでなく、知立市
外の幼稚園に通われる場合、そういう方もこちら
のほうが適用になってくると。あくまで新制度に
移行する幼稚園とか認定こども園の1号認定の子
供でございます。

○佐藤委員

そうすると、とりわけこのところの備考のと
ころで、「保護者が児童」とずっと書いてありま
して、3番目以降の児童にかかわる徴収基準月額
は、この表の定めるところから1万円を減ずると
いう形で、そうした子供たちが市内ではなくて、
この規定に該当する市外のそういう教育の施設と
いいですか、認定こども園等に行ったときに1万
円減ずるような、例えば今1万円ということと言
いましたけれども、それが適用できるよという規
定になるわけですかね。そうすると、市内の幼稚
園については、こうした形じゃなくて、従来どお
りの幼稚園で進んでいくという形ですので、この
1万円減ずる規定はほかにあるわけですよ、今
現在、知立市の保育園に適用するのは。そこのと
ころはどうなっているのでしょうか。

○子ども課長

今現在、先ほどもちょっと申し上げた就園奨励
費という制度がございます。そちらは、まず最初
に国の制度に乗ったものというのがございま
す。そこから外れる方に関して、一応年額5,000
円、少額でございますけれども、適用させていただ
いておる補助がございます。それと別に、今回、
これのような形で第3子の方については1万円の
減額ではなく、補助という形でさせていただいて
おります。これは、なぜこういうものになっている
かといいますと、今は保育園の実施児ですね、
今現在、その実施児については第3子が無料とい
うような形になってございます。私的契約児につ
いてはどうかというと、こちらのほうが1万円減
額というような形になっております。それと同じ

扱いをしているというような形で、これが減額で
はなく、今現在は補助というような形を行ってお
ります。

○佐藤委員

もう一つ、教えてください。

この表の次の表のところに、また備考の4とい
う形で表がありますけど、これについて御説明を
願いたいなというふうに思います。

○子ども課長

こちらのほうのところにつきましては、小学校
3年生以下、こちらもやっぱり制度的には就園奨
励費の制度と同じような考え方を持ってつくられ
ております。小学校3年生以下のお子さんで、保
育園ですと、保育園とか幼稚園同時入所の3人と
いうような考え方があるんですが、こちらに関し
ては、小学校3年生以下のお子さんで計算をしま
す。ですので、例えば小学校の1年生から3年生
の間にお子さんが1人いますと。そうした場合に、
その下に小学校に入る前のお子さん、幼稚園に通
っているようなお子さん、今回の適用されるお子
さんがいる場合には、2番目のお子さんというカ
ウントをする形になっています。例えば、小学校
に1年生から3年生に2人いれば、3番目のお子
さんというような形のカウントをするというよう
な形で、第1子がこちらの表のとおり、第2子が
半額、第3子が無料というような形になっておる
わけでございます。

○佐藤委員

そうしますと、それと同じ考えで、ここに短時
間、標準の表がずっとあるわけですが、その
後ろに、また同じように3というように形で表が
ありますよね。保育園にかかわる表がありますけ
れども、これも同じような内容なのか、その点、
ちょっとお知らせください。

○子ども課長

内容的には同じような形でございますけれども、
対象となるのが小学校の1年生から3年生とい
うのはなくて、今現在も同じなんです、小学校就
学前のお子さんを対象としたカウントになります。

○佐藤委員

そうすると、これも、ちょっと今の説明でも私、よくわからなかったんですけど、同時入所だとか、例えば先ほど備考のところ、18歳の年度末までの無料とありましたけれども、それはそれで規定があつて無料にするわけですけども、こちらの表の対象者や制度というか、これはどういうふうな中身になるのか。(1)は表どおり、2番目が2分の1、3番目がゼロ円という形になっていますけども、それぞれについてもうちょっとわかりやすく、いろいろ書いているもので、理解がなかなかできないところで、わかりやすく教えてもらえたらなと。

○子ども課長

まず(1)、こちらについては、同時入所の場合に、1番目、2番目、3番目というカウントをする場合の1番目のお子さんのことを規定しております。これは、先ほど申しましたように、小学校就学前のお子さんで、保育園、幼稚園というようなどころにおいて入所して、そのうち一番年長のお子さんという形ですので、その方を第1子とみますよという形のものになってございます。

それから、(2)については、同様の中で、今の年長の1番目とカウントする次のお子さんについて2番目とカウントしますよと。そちらのほうを第2子としてカウントして、保育料を半額としますよというものになっています。

(3)については、1番目、2番目とカウントした以外のお子さんで、同時に入所しているお子さんについて、3人いれば第3子、4人いれば第3子、第4子というような形になるわけですが、そちらのお子さんについては無料になりますよという形のもので、これはもともと国のほうの制度でございます。

○佐藤委員

それで、あとはその下の表だとかはそういうことなんでしょうというふうに思いますが、まず今回、ここの階層区分、保育園のほうの短時間、それから標準時間、短時間保育の設定という形で、従来の所得税で、従前になっていたやつ、そして今回はD1から、所得税から市民税という形にな

って、その中で標準保育料の設定の仕方の基本的な考え方はどういうものだったのかなと。制度が変わったからといって、負担がふえるようになってはいけないよということが言われていたと思うんですね。その辺の考え方と、もう一つは、本会議でも中島議員が言ったように、所得税と市民税の控除が38万円から32万円ですか、控除額が幅が小さくなりますよね、今度は市民税というふうになると。その辺の矛盾というか、負担増になる部分をどのような形でカバーをされているのか、そうした方たちが発生するというのをどのような形で把握できるのか、その辺はどうでしょうか。

○子ども課長

この表のつくり方ということでよろしかったでしょうか。

まず、今現在、A、B、Cと、それからDについては1から14までということで、全体で17階層ございます。こちらの階層の現在の区分につきましては、今の、こちらの表で言うD3からD14というところが現在、所得税で見ている階層になっております。そして、CからD12というところが、所得税がない場合に、保護者の方に市民税額があるかないかということで、市民税額を見ていくというような形のもの表になっております。今現在は、それを今回、市民税所得割額、基本的には所得割額がほとんどなんですが、そちらのほうで置きかえをさせていただいております。こちらは、まず今現在、所得税の場合、以前、年少扶養控除等が廃止される前、そのまま初めに控除されておりまして、それをそのまま、いわば表の中に適用するというようなことをしておりました。年少扶養控除が廃止されたときに、国からの通知で、それをあるものとみなして、計算し直して保育料のほうを適用しなさいよということで、現在までやってきております。

今度の市民税に置きかわった場合、どうなのかということでございますけれども、その部分については、今度、国のほうが市民税額をそのまま使いなさいよとまず言っております。このときの設定の考え方としまして、今現在が、例えば国の

階層表の例でいいますと、所得税が4万円未満という場合ですと、仮に、そちらのほう为新階層市民税額に置きかえると、9万7,000円というような形の数字が国の上限額の設定の中に入ってきてございます。それから、もう一つ上ですと、現行の所得税額が10万3,000円が市民税額では16万9,000円というような形で出てきております。この部分の数字ですが、先ほど申しましたように、所得税に関しては再計算をしております。市民税額については、こちらが国を示す段階で、モデル世帯、お父さんがいて、それからお母さんがお父さんの扶養に入る程度のお仕事をしていらっしゃるというような想定で、子供が2人いらっしゃるよという家族4人の構成のモデル世帯で計算を、あくまで年少扶養控除があった場合に、この階層が変わらないような形で国が出した数字がこの数字だというような形で出されております。ですので、年少扶養控除がまるっきり加味しないと、もうちょっと高い階層になるというような形で、国のほうでこういう数字が出されておりますので、そちらのほうを参考にして使わせていただいております。

○佐藤委員

なかなか難しいところで、単純な話で、所得税から市民税に変わったという、控除額が38万円、それから33万円に下がったと。しかし、それは今言ったような形の中で、年少扶養控除のことを言われたのであれですけども、基礎控除の38万円、それから33万円と、ここというのは、なかなか一人一人皆さん、所得が違うので、それで控除額が減るわけだもんだから、その分、高くなるわけですよ、もの自体が。それはどこで、高いランクになってしまうと、その分だけ。そうすると、階層そのものが上がってしまう方だとか、そういう方も現在はここのランクだけど、上がってしまうというような方も見えると思うんですよ。従前と比べて、今回どうかということの比較ですけども、そういうものは把握できますか。

○子ども課長

今、ちょっと手計算的な形で数字を出しており

ますけども、まず今までの階層、今現在、この数字というのが比較をするために、現在の在園児で4月からもみえる子供ということで、実際に今現在、0歳から5歳までいるお子さんの数とはちょっと少なくなってまいりますけども、そういう継続性のあるところで比較をさせていただきますと、まず階層が変わらないというお子さんが1,165人の中で595人という形になりまして、これは単純にパーセントを出しますと51%ほどというような形になってございます。残りの方が上がる方、下がる方というような形になってまいります。下がる方が277人、それから上がる方が293人というような、今現在の手元のほうの試算で出ております。ですので、半分ぐらいは今の階層で現状維持と、残りの方が上がる方、下がる方あるんですが、やっぱり半分近くあるというような状況でございます。

○佐藤委員

わかりました、その点については。

それと、国のほう、自治体向けのこういうやつがありますよね。これが3月9日付の今、年少扶養控除を廃止はされたけども、あるものとみなして適用していますよということで、保育料が設定をされたという説明でした。これは第7版ですけども、この前の版の中では、年少扶養控除の加味をできないというものがここに出たわけですよ。私は第7版で、その訂正版で従来どおりですよという中身のものができますよという年少扶養控除、特に、それは今まで在園している子供たちは引き続き、それなんだけれども、新しく初めて保育園に入る子供たちについては加味しなくてもいいというものが出されたんです。そういう点では、知立市は、国会でこのことを我が党の議員が取り上げて、訂正になって、第7版の中にこのように書き込まれたわけですけど、知立市では、さっきの話だと、確認だけの話ですけども、在園児は当然、年少扶養控除をそのとおり加味した中身で保育料設定をやるということですよ。

それと、もう一つは、年少扶養控除が廃止されて、それがなくなってしまって、なくした状態で

保育料の設定ということではなくて、あるものとして今までやってきたわけですよ。違いますかね。ちょっとその辺、年少扶養控除についての取り扱いを説明してください。

○子ども課長

今までは、そのまま税ですと、ないものですから、それをあるものとして仮計算して、所得税額を出し直した形で、それを使うという形をやっております。今度の4月からの新制度におきましては、そういったものを特にせず、市民税額をそのまま使います。ただ、こちらのほうの階層区分のほうの数字で、その部分を加味した形で影響が少なくなるように、国のほうですと中立的なという表現をしていますけれども、そういった数字で出されているという形でございます。ですので、改めて市民税額から年少扶養控除を計算し直して、控除した数字を使うというような形はございません。

○佐藤委員

そうすると、そういう形で市民税額そのものを、今までは所得税だったので、年少扶養控除があるものとみなして設定しとったと。しかし、今度は市民税になったので、税そのものでいくけれども、今言ったような階層区分の中で、そうした形で負担増や余りはね返らないような設定の仕方です吸収したという理解でよろしいですか。

○子ども課長

市民税額の中に加味してあるというような形でございます。

ちょっと済みません、説明が非常にわかりにくいんですけど、あくまで市民税額というのはそのまま使いますと。ただし、初めからこの表の中に設定する場合において、そのままストレートに加味したという過程で逆算したときに、もうちょっと市民税額が高くなる。所得税の場合ですと、そのまま使っていくと、加味することによって計算して小さくなりますね。今回の場合は、逆に市民税額はそのまま使うんですけども、数字そのものに初めから年少扶養控除分が加味された数字が使われているという形で、階層が、逆に言うと、そのままストレートに使うと、階層が一つとか二つ

とか、ちょっと階層がどれぐらいというのは別にして、逆に上がるだろうというような形の数字は逆に落としてあるということです。

○佐藤委員

非常にこれは、市民税額そのものを使えば、そのものでなってくるんだけど、多分、子ども課長が言われているのは、市民税額を使って計算する際に、国のほうの計算式みたいなものがあるって、その中でそういうことが反映されるので、そうしたばらつきができるだけ出ないような計算式になっているという、そういう理解でよろしいですか。

○子ども課長

計算式というよりは、国が出している数字自体が、もう既にその部分、年少扶養控除というところが、従前は使って加味して計算しとった数字と同じような形になるような数字が使われていると形でございます。

○佐藤委員

そうすると、知立市はこういう階層の中で保育料設定をしていますけれども、国はこれよりも幅の狭いもので保育料設定をしていますよね、基準額を。国がしたこの段階で、もう既にその計算の中でこの数字自体が加味をされているよ。この数字を、国が示した数字の枠の中で階層を広げて、そして知立市の従前の保育料と比較したときに、できるだけ負担増にならない、ばらつかない、そういう設定の仕方をしたという、こういうことでしょうか。

○子ども課長

はい。そんなような感じになるかと思います。例えば、4万円が9万7,000円というような形の数字が出ておりますので、4万円の方であれば9万7,000円ですよという形ですので、私どもの保育料のほうも市民税額、従来ですと4万円でしたけども、今度は9万7,000円ですよというような形の設定になっております。

○佐藤委員

なかなかわからないので、これをいつまでも続けてもしょうがないのでやめますけども、わかっ

たような、わからんようなと、こういうことです。

それで、もう一つ、お聞きしたいんですけども、そのような形で設定をされたということでありませうけども、短時間と標準とそれぞれ分けて保育料の設定がされていますけど、それは何を物差しにして、従前であれば、標準のところを今までと変わらないというレベルでそろえたわけですが、基本的には、そうすると、そこはそうなんだけど、短時間と言われる8時間未満の子供たちは、どのような物差しでもってこれは設定をされたのかなというふうに思うんですけども。

○子ども課長

短時間認定の設定の仕方でございます。

まず、基本的には標準時間認定、言われたように、そちらのほうの方に関しては、現在の保育料を変えておりません。短時間認定の方に関しては、8時間という前提がございます、もともとの保育の最長保育時間。標準時間認定の方が11時間というような形でございます。そこで、単純な時間で申し上げますと、3時間という違いがございます。ちょっと私どものほうの保育料の設定とは、もともと他市とは結構違うところもあるんですが、午前8時から午後4時までの基本保育料があって、そこから1時間ごとに1,000円ずつ延長が入っていくというような作り方をされているところがよくあります。1,000円というところは何%という形でやっているところもあるわけなんですけど、そういう1,000円という形でやっているところがありますので、そういったところをちょっと参考にさせていただきまして、3時間分の、1,000円という方で3,000円というのをまずそこで想定をさせていただきました。その上で、こちらのほうの表のD14の一番右のほうですね、4歳以上児のところ、こちらのほうが標準時間ですと1万9,600円になっております。別表第2の一番後ろのD14、こちらが保育料としては最高階層になるわけでございますけども、このD14のところの一番下の右側、標準時間認定のほうは4歳以上児が1万9,600円になってございます。このところを境目という形で、3,000円ということにさせて

いただいて、1万9,600円以上のところを上限として、3,000円の差額をつけますと。そして、それ以下については、保育料額に応じて差額を小さくしておくという形でございます。

○佐藤委員

これをずっと、上と下との割合をちょっと見てみると、3歳未満児でいくと、Dから始まると、85%台がずっと続いてきて、標準時間について、割合が、ずっと見てみると、Dの8ぐらいから90%近い形でのものになっていて、確かにそういう形で、ほかのところでは1,000円減ずる、3,000円減ずるという形なんだけれども、本来的にいけば、その割合で保育料を定めるというのが一番公平なような気もするんですね。そうすると、大分減るから、知立市の保育料が減るという関係になると思うんですけども、時間を軸にして保育料設定という検討なんかはなされなかったんですか。

○子ども課長

時間を軸にといいますと、先ほど私が申し上げた8時間と11時間のところとはまた別のお話のところですか。

ですので、8時間と11時間というところの3時間というのベースに、先ほど申し上げましたように、1万9,600円というところを3時間分の3,000円というような形でまず設定をいたしまして、そこから保育料1万9,600円に対して、またその保育料が、上のところは3,000円と。そうすると、延長を使われても、その数字としては、1万9,600円というところが境目を出てしまいますけども、延長保育料が入っても、ほぼ同じような形になるのではないのかなというところを考えさせていただいております。

○佐藤委員

そういう形で、延長保育料を使っても、要するに標準時間、3時間分を減じた。1時間1,000円で、3時間で3,000円だという考え方で、さらに延長保育料を最大使っても、標準の方の保育料と同等だと、こういうことですか。

○子ども課長

そうです。先ほどの数字を境目とした形ござ

いますけども、そのとおりでございます。

○佐藤委員

それで、もう一つ、お聞きしたいんですけども、延長保育料ですね。今までは、この前も保育の時間の関係で、実施している園との関係でずっと聞きましたけれども、従前は月額2,600円という設定をされていたわけですね。しかし、今回は早朝保育の部分、後ろに延びる部分、これを延長保育にかかわるわけで、そして1単位で月当たりで30分、月単位なら500円、1日単位なら100円という形の設定ですけども、2,600円との関係で、これをどう見るのかなということを見ると、予算を見ると、延長保育料が基本的に余り大きく変わらない感じのところになっていたのかなというふうに思いますけれども、その辺の設定の仕方についての考え方はどうだったんでしょうか。

○子ども課長

延長保育料でございますけども、今現在、午後6時を超えて御利用いただきますと、月額で2,600円というような形になってございます。こちらの新しいところは、こちらにありますように、30分単位ですが、月額500円、日額ですと30分単位100円というような形の設定のほうをさせていただきました。

30分単位というところにおいては、今度の制度においては、標準時間認定を使われる場合、午前7時半から午後6時半までの11時間というのが別表2のほうの保育料を適用させていただくような形になるわけでございます。そのときに、保育園の場合は、午後7時までの園であったりということが、実際に延長園にしても、午後8時までやっているところがありますけれども、午後7時までの園が多いというのが実情でございます。そのときに、午後6時半から標準時間認定の方に関しては、超えたときに30分という延長が発生するわけでございます。そこら辺で、1時間単位ではなく、30分単位にしているというようなところもございます。従来ですと、2,600円、一律月額でしたが、午後6時を超えてとか午後6時半を超えて30分という利用に関して、500円で済んでしまう

という点では、今現在、同じような時間帯で使われている方に関していいますと、標準時間で5分の1程度、2,600円の500円になってくるということでございますので、延長保育料としては下がってくるかと。

そして、また短時間認定の方については、午後4時を超えた場合に発生するというような方がございます。その方が実際に就労の仕方で午後6時や午後6時半、午後7時まで通常的に使われるというのがあるかという、なかなか想定はできないのかなというのはございます。ですので、午後4時を超えて、どれだけ使われるかというような個々の問題はあるかと思っておりますけども、その辺を全体で見ると、減ってくるのではないのかなということを想定しております。

○佐藤委員

それで、短時間保育といいながら、今、子ども課長が言われるのはわかるわけですけども、実質的に8時間を超えて、月で延長保育を、例えば30分でも、1時間でも超えていくと。そうすると、実質的には8時間を超える状態が常となると。ただ、短時間保育と延長保育、それに延長保育料を加味して比べたときに、こういったことが常態化したときに、例えば標準時間に私、変わりたいという場合がね。だけど、短時間で延長保育を使っても、こちらのほうが標準より安いとなれば、そこでとどまるだろうし、だけども同等ぐらいかあれだったら、標準に変わりたいということが途中で申し出があったりした場合、また逆もあるかもしれないけれども、そうした場合の対応はどうなるのでしょうか。

○子ども課長

まず、今現在の認定は、就労時間という形の証明を出していただきまして、月に60時間から120時間未満の方について短時間認定という形で、それから120時間以上の方が標準時間認定というような形の認定区分になってございます。実際にお仕事、時間的には短時間認定ですけども、証明的に、例えば午後5時だとか午後6時まで出てくるようなことがあれば、標準時間認定にするとい

うことも、今現在ですと、多分、単純に時間だけでやっているのかもしれませんが、そういったような就労の仕方、証明というような形があるのであれば、それは標準時間認定と、お仕事を拘束されてという形になりますので、それはできるのかなと思います。

○佐藤委員

それで、例えば今、公立園だと、平日において午後7時までという形ですよ。長時間をやって、延長をやって、そして午後7時までというのが公立4園でやっているわけです。私立のほうは、午後8時までと。保育園は、標準ならば午後6時半から、公立でいけば、今の現状でいけば午後7時までの30分だよ。私立でいけば、午後6時半から午後8時、1時間半までの延長保育だよ。利用するか利用しないかということとはともかくとして、こうした中で、制度も変わっていくという中で、知立市の保育園、ここの中では午後8時までの延長保育を設定しているわけですよ。それはどのように、従来のままで知立市としては午後7時までなのか、延長保育ができるのか。例えば、実際に標準時間をやって、延長保育を私、公立に入っただけでも、仕事の関係で午後8時まで、30分ではとてもだめですよとなった場合に、午後7時半なり午後8時なり、それは可能なかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○子ども課長

そちらについては、今、公立園については特に、私立もそうなんです、開所時間の変更は現在検討してございません。言われたように、やっぱりそれ以上の時間が必要であるという場合には、午後8時まであいているのが今、なかよし保育園という形になるわけなんです、あいているか、あいていないかというのも当然あるわけなんですけれども、そちらへの転園希望を出していただいたり、そうじゃなければ、ファミリーサポートセンターですか、そちらのほうの活用をしていただくというような形になってくるのかなと思います。

○佐藤委員

もちろん、それは利用者との関係でそういうこ

との設定がなされるわけだけでも、ただ、実際には今回の制度が変わることで、実際の労働がそうなるかということは別問題だけでも、同じ園の中やそういうところの中で、1人や2人ではなくて、それなりの人数がそこで発生をしたと。しかし、私立であって、転園についてはいっぱいいっぱいだという中で、そうしたケースが発生した場合にどうしていくのかなということを見ると、最大8時までということが、実施条例ですかね、今度うたわれたわけですよ。なっているわけだから、そうした形で出たときには、どの範囲の中で、なかよし保育園に転園してもらおうということで、1人か2人で受け入れることが可能であればそうですけども、それが相当数にわたって何人も出たという場合は、そうしたことの対応も考えざるを得ないのではないかなというふうに思いますけども、その辺はあくまでも、なかよし保育園とファミリーサポートセンターで対応していくという範囲で、これが住民との関係ですね。私、長時間預けることがいいことだというふうには思いませんけれども、働く保護者の関係の中で、そういうことが一つの園で5人も6人も出た場合、どうなのかと。その辺の、例えば延長していく、かつてもこれが延長してきた経緯の中で、例えばそれが何人ぐらい、この園の中でふえていったら、延長したという歴史があると思うんですよ、経過が。今日の中で、公立園で午後7時までという設定の中でも、例えばそうした延長保育を常時利用することを必要な方が5人も6人も出てきたというような、どの範囲の中で見直しをされるのかなというふうに思いますけども、どうでしょう。

○子ども課長

開園時間の見直しということですが、ちょっと過去、今の延長に至った経緯でどれぐらいのというようなところ、申しわけございませんが、私、ちょっと承知しておりませんので、どういう形でしてきたというのはわかりませんので、申し上げられないということですが、

ただ、今後どうなのかというようなお話でございますけども、そちらについては、まだそういっ

たお話というのも、内部的にも特に上がっておるわけではございませんので、そういった、どういふときはということもちょっと申し上げられないというような状況でございます。ただ、一つ、私どものほうは、延長保育をやっている中で、先日も委員会の場で少しお話したのかな、ちょっとあれですけども、保育士ですね。やはり延長保育を行っていく上で、やはり保育士の対応というのが必要になってくるわけでございます。その保育士においても、なかなか早朝、延長という部分の保育士にやはり四苦八苦しておるという部分で、正規の通常の保育だけでなく、シフトで動いている部分とプラス臨時職員でやっていただいて賄っているというような状況で、なかなかそういった時間帯にやっていただける方というのが少なく、どこの園も苦慮してるといふようなところがございまして。

また、保育士において、今、私どもだけじゃないようなんですが、やはり保育士の取り合い的なものがありまして、名古屋市は特に今、年々すごいスピードで園をふやしておるというような状況があるようでして、そちらのほうに流れていってとられているというようなお話も園の側から聞いているような実情もございまして。私どもは、本当に保育士というところで募集しても、なかなか希望どおり集まらない場合もございまして。臨時の保育士についても、やはりそういった日常的に、どちらかというとお子さんが学校に行かれて、手のあいておるときならやりたいんだけどという方はよく来られてというのとは以前からあるんですが、やはりその部分だけじゃなくて、一日を通して保育をしなくちゃいけないので、その辺の兼ね合いで、やっぱり午前の方もあれば午後の方もないと、お子さんの引き受けができないというような状況もございまして。また、早朝、延長というところも御利用される方によっては、当然、その御利用がありますので、その保育所の対応というのがありまして、やはりなかなか延長というのを考えるのは特定の保育士に負荷がかかってしまうというようなことがあって、なかなか考えていく

のも難しい問題が多くあるというのが現状でございます。

○佐藤委員

保育士の確保ということでみれば、この前の条例の提案の中で、幹部職員の再任用という、手当のことも出ましたけども、特に保育園では、再任用の方を園長にしなければならないというような形でありますので、臨時的な人たちもなかなか確保が難しいということを言われていました。そうすると、やはり正保育士でも難しいんだろうというふうに、全体としては思うわけだけでも、しかし正保育士で募集をするということを系統的に、欠員が出てから補充するというレベルの話ではなくて、子ども課長が言われるような保育士の取り扱いだということになりますと、正規の保育士をそれなりに計画的に、0歳児対応だとか、途中から園児がふえる対応だとかを含めてやらないと、そのうち本当に臨時の保育士が来なくなってしまって、新システムをつかったけれども、早朝の対応や延長の対応も含めて、できないような事態になるのではないかとことを思うと、ぜひこれは計画的に、対象者が出たから、その分だけの補充ということじゃなくて、やっぱり新規にあてていかないと、ちょっとこれは、この先、保育を実施するこのこと自体に大きな問題を引き起こすような気がするんですけども、福祉子ども部長、そうした点で、今、子ども課長が言われて、なかなか保育士の争奪合戦が激しくなっているような状況で、ただでさえも臨時が厳しいという中で、正保育士をきちっと採用するということの大切さが改めて今の答弁から浮き彫りになったんじゃないでしょうか。ぜひ私は、そうした方向で取り組んでもらいたいなというふうに思いますけども、どうでしょう。

○福祉子ども部長

今、佐藤委員の言われるように、保育士に関しましては当然不足している、国の言っている新聞等でも7.9万人ですか、将来的にはもう、それこそ本当に保育士が不足してくる状態になってくるということですね。うちについても、今現在につ

いては、当然、新しく入園希望をとって、その中で各クラスに1名は正規を配置するような形で、正規のほうをとらせていただいております。ここ数年については、その辺については十分確保させていただいているという形であります。ただ、そういった臨時的、途中で入られる方だとか、そういった長時間の関係だとか、そういった部分については、やはりなかなか正規職員だけの、要は時間変更というんですか、勤務時間の変更だけではできないということで、臨時を入れさせていただいております。ただ、今言ったように、臨時がなかなか集まらないという状況であります。当然、児童センターとか放課後児童クラブにおいても、保育士のほうを配置させていただいております。そういった中で、なかなか保育士が集まっていかないという状況もありますけど、うちのほうとしては、なるべく多く希望させていただくような形で進めさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

それと、もう一つ、本会議でも一般質問でも、非婚の方のみなし寡婦控除ということについて質問があって、前向きな答弁もありましたけれども、規則のほかのところを調べてみますと、規則で、改めて税条例の改正とかそういうことがなくても、規則のところに入れ込んで対応しているというところが多いみたいです。知立市でいけば、こちらの規則のほうの別表7、第7条関係というような形で、それぞれ枠があって、第8項のところ「その他市長が特に特別の事由があると認めるとき、市長が必要と認める額とする」というような形がありますけれども、もう1項、この中に入れ込んで、8項を9項つくって、第9項を市長のところにして、寡婦控除のみなし適用を認めるような対応をぜひとってほしいと思いますけど、知立市における今現在の未婚の母親、全体でどれぐらいおって、非婚の方たちがどれぐらいおって、現に保育園に子供が在園している人たちはどのようなことになっているのか、その辺、教えてください。

○子ども課長

今、遺児手当の受給者で未婚の小学校就学前のお子さんのいる母子世帯というのを出しますと、34世帯という方がございます。その中で、そこから拾い出しをしますと、保育園に在園しているところが19世帯、幼稚園が1世帯であるというような形になってくるかと思えます。

○佐藤委員

これは、未婚ということで、非婚ということで、非婚の方で、こうした形で34世帯で、実際に子供が在園しているのが19世帯、それから幼稚園にと、こういう形なのでしょうか。

○子ども課長

遺児手当の未婚というデータが、これは結婚せずにお子さんを生んだ場合、それからあと離婚後に、ひとりのときに生まれたお子さんも未婚という形でデータが出てまいります。ですので、ちょっと個別のところは入っておりませんので、言われる、離婚後、そういった方が何人いるかというところは具体的にちょっと申し上げられません。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時08分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○佐藤委員

先ほどの答弁では、34世帯あって、保育園が19世帯、ちょっと子供の数が複数世帯もあるかもしれませんが、入所していると。幼稚園は1世帯と、こういう状況でありますよね。

それで、本会議で市長が前向きな答弁をされたと思いますけれども、どのような答弁をされたか、いま一度、確認をさせてください。

○林市長

本会議においては、みなし控除、要は実態に即して、民法は変わったわけでありまして、それがほかの法律に反映されていないというのはちょっと不自然だなという思いがございます。そうした中で、実態に合わせてやはり考えていくというこ

とが大事なことかなと、そんな趣旨を答弁させていただいたと思っております。

○佐藤委員

実態に合わせて考えていくということでありませうけれども、今、子ども課長が言われたように、数字は極めて小さい数字であります。しかしながら、本来であれば、適用を受けてもいいわけですが、非婚ということでもって、これが適用されないと。そんなことから、今、全国の自治体の中で、少なくない自治体がこうした取り組みを始めています。これが、国がやってくれればいいわけですが、しかし制度の法律の谷間の中であるわけですので、私はぜひ知立市でも規則のほうで、税制の改正は要らないので、規則のほうに入れ込めば、これは適用できるということで、大津市などでもそのような形で、税条例の改正ではなくて、こちらのほうで、保育所の規則のほうで減免規定の中に入れ込んでもらえれば、これは実施できるということになると思うんですよ。

この間、子ども・子育て支援ということが言われて、つい最近も中日新聞が、これは児童扶養手当について、東京のほうのところで受給していた方が外されたという事件がありまして、かなり大きく新聞でも取り上げられましたけれども、そのような中から「ひとり親、問われる支援」と。そのひとり親の中でも、非婚の世帯を今回ぜひ寡婦控除のみなし適用をしていただきたいなというふうに思います。市長が実態に合わせて考えていくということであるならば、実態はそのとおりなので、ぜひこれは検討していただいて、これは規則の中ですので、条例提案という形にはならなくて、規則を変えて、うたい込めばできると。大津市などでは、市民の方からそうした声が上がって、市長が規則を変えて適用したと。議員の方たちも、余りそれを承知している人たちが少なかったというようなこともありまして、そういうことだと。

それに、今回、知立市がそういうことを実施をするということが、法律の谷間ということで、ほかの各市は、近隣各市でもやっぱりそうした輪を広げていって、知立市は子供たちの少人数学級、

5年までやるわけだけど、その他でも大いに先進的に頑張っているということで、こうした輪が広がっていく、そして結果的に国の法改正を受けて、自治体の区別なく適用してもらおうと、こういうことが必要じゃないでしょうか。これがあっても、所得との関係の中で、実際にランクが下がるとは必ずしも言えない例もあるので、ぜひ私は、市長はそういうことですが、福祉子ども部長、ぜひそうしたことで、担当課として、実態に即して市長は考えていくということなので、ぜひ早期の実施に向けて検討をしていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。市長の真意はそこだというふうに思いますけど。

○福祉子ども部長

今の市長の答弁のように、実態を見させていただいて、前向きに検討ということでありますので、検討させていただいて、また時期等が決まれば、また御報告させていただくような形になるかと思えます。

○佐藤委員

ぜひ前向きに検討ということですので、早期に、そんなに時間がかかるものではないというふうに思います。子ども課長のほうで数字もつかんでおるとおり、34世帯、保育所に通っているのが19世帯、ちょっと複数の子供がおるので、人数がそれにプラスになるかもしれません。いずれにしても、そんなたくさんの数ではなくて、少ない人たちであっても、そうした谷間の中に落とし込んでおいては、見て見ぬふりはできないので、ぜひやってほしいなど。

副市長、ぜひそうしたことで、市長はそういう実態に即してということで、考えていきたいということはそういうことだろうというふうに思いますので、早期にお願いしたいなというふうに思います。

○清水副市長

今、市長、担当部長も御答弁させていただきました。さまざまな生き方を認められる、そういった社会をつくっていくということでは、大事な視点かなというふうにも思います。ただ、今回の保

育料だけなのか、ほかにもそういったことでいろんなことがあるのか、ちょっと私、勉強不足でございますので、そういったことも一度、ほかのものも含めて、検討させていただく必要があるかなというふうに思います。

○佐藤委員

終わろうと思いましたが、私は、ここまでは保育料ということを言いました。しかし、他の自治体では、保育料に限定することなく、市営住宅の使用料等を含めて、該当するものがあれば、そこを適用してやっているという自治体もあります。ぜひそういう形でやってほしいわけですが、きょうは担当委員会だということで、最優先で保育料の件についてお願いしたいと、こういうことです。もう一度だけお願いします。

○清水副市長

検討させていただきたいというふうに思います。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高木委員

きょうの今のテーマというか、この議案で佐藤委員がいろいろと聞いてくださって、私、一つ、こういう保育料が上がるというようなことは、今回は学校給食費も上がるんですけども、1月23日の日に子ども・子育て会議のほうがありました。子ども・子育てのその会議のほうで、報告というような形、改正案の報告というようなことが書かれておりますけど、どのようにこの会議で話されたのか、その辺のところをお聞かせください。

○子ども課長

こちら、1月23日の知立市のほうの子ども・子育て会議を開催させていただいた折に、今回の保育料について、こういう形で上程をさせていただきたいという形で委員の皆さんにお示しをさせていただきました。

保育料、今回、知立市の場合、従前から保育料という部分に関しては特に何もございませんでした。第3子のお話になっているところ、そちらについては継続はされるんですかということに関しては、変わりはありませんという形でお答

えはさせていただきます。

あと、これは幼稚園の関係でございますけれども、1号認定の保育料、今回、上げさせていただいている数字というのがございますけれども、これは国の基準額を使わせていただいております。

これは、どういう形でこの数字になったかといいますと、今現在、知立市から市内の幼稚園、それから市外に通っている幼稚園のお子さんというところでありまして、そちらのほうは就園奨励費の対象児童ということで、ある程度、把握ができておるわけなんです。そちらのほうは今回の新制度に対して、幼稚園のほうは新制度に移行しないというところばかりでした。この近隣ですと、豊田市、岡崎市が一部あるようでございますけれども、知立市から通われるようなところの園ではないというところで、もう少し今後、幼稚園に対して知立市がどうしたいのかということですね。幼稚園は文部科学省下に残っていくよということで、今現在はそういう意思表示はされております。

今後、そういった幼稚園は、経営的な部分を含めて、新制度のほうに移行したいというようなことがくるかもしれないというときはあるかもしれませんが。この新制度自体も、とりあえず国の計画では5年間という中で、5年後にはまた見直しが入るよというようなことを言っております。そのときにまた、こういう制度が大きく変わる可能性はございますけれども、それまでにある程度、自分たちはできるだけ維持していきたいんだよということを言っています。しかしながら、保育料というところ、幼稚園が新制度に市としてどういうふうに入れていきたいのか、入れたくないのかというような市のスタンスで、そういうところを考えたうえで、そういう園のほうは新制度に来るということ踏まえて、将来的には、今回の1号の保育料というのを見直していく必要があるのかなという形で、幼稚園側の関係者の方とも会議、それからその後の関係者の方のお話の中でさせていただいております。ですので、またそういうときが来れば、別表第1のほうについては、そう

いうふうで御提案のほうをお願いさせていただくこともあるという状況でございます。

以上でございます。

○高木委員

今の、私は先ほども同じことを佐藤委員のほうの質問のほうで、現在、別表第1に関しては、今のところ当市では関係ないけれども、しかし市外に通ってみえる方に対してということで説明を受けまして、間違いなかったと思うんですけども。

私が聞いたかったのは、保育料の改定案に対して、要は、意見は幼稚園の先生からしか出なかったのか、今の知立子ども・子育て会議の中に、そのメンバーの中に保護者の方はまずはおみえになって、その方たちから保育園の料金が上がることに對しての質問はありませんでしたか。

○子ども課長

そのメンバーには、現在、保護者として、保育園に通っているお子さんの保護者、それから幼稚園に通っているお子さんの保護者、それから市民代表ということで、そちらの方もやはりお母さんという方がございます。その方々としては、具体的にこの金額というところでは、特に異論は出ておりません。先ほども言いましたように、第3子というところの確認が一人ありました。

最後に意見を求められたときに、それ以外におっしゃったのが、やはり保育料よりも、どちらかという保育を受けてもらうことのほうが大事なんだというようなお話で、料金に関しては特に御異論があったわけではございません。

○高木委員

何としても預かってもらわないと働けないというようなことだったなということで今お聞きしたんですけども、知立市の子ども・子育て会議条例というものがあまして、その中の審議するわけなんですけれども、今20名という方で構成されております。

今後ですけれども、料金はまた5年後に改正ということ先ほど、また見直しということが出ると思いますけれども、その場合までに、他市を見ますと、保育所の料金、保育料の審議会条例とかそ

ういうことで、きちんと料金だけを考えるために定められたところもあるんですけども、そういう組織で、料金をもうちょっとみんなが真剣に考えるというような、そんなようなことは知立市として考えていただきたいんですけど、それはどうでしょうか。

○子ども課長

今、子ども・子育て会議の国が言っておりますところに関しては、保育料というのはそちらで審議するものには、特に定めてはいないわけでございますけれども、保育料、従来ですと、子ども・子育て会議ができたのは平成26年度からでございます。それ以前は、その会議は次世代育成のほうの会議でございました。それとは別に、保育行政審議会というのがございました。保育行政審議会は、私どもの条例で規定したものを持っておるわけなんですけど、今度、国が子ども・子育て会議というのもつくっていくという中で、やはり二つの会議がどういふふう共存していくのかというところがやはりちょっと難しいところがありまして、その辺の高木委員のおっしゃられた子ども・子育て会議のメンバーでも、やはり幅広い方がいらっしやいます。ですので、その中で分科会のような会議みたいなものをそれぞれのテーマに合わせたものをどうだというようなことも、1月23日に限らない中で、お話もありました。ですので、そういったようなことも踏まえて、メンバーを広い範囲ではなく、まずそういう場合に上げていく前に、そういうもので審議していくような場を考えていく必要があるのかなと、そのテーマに合わせたものということと考えております。

○高木委員

市民の方が使いやすい料金設定なんでしょうか。実際、今回は前回とは違って、標準時間認定と短時間認定ということで分けられたことが、以前はそんなふうにはなっていないということで、今お聞きしました。他市を見ましても、一本になっているところもやはりあるような気がしましたので、その点は、知立市はとても市民にとっていいのかなというふうに思います。しかし、料金が

これだけ変わったよということをどのように保護者の方に、請求書がいくというか、これだけでよよといえ、ああ、そうですかなのか、これこれこういう理由でこんなふうになりましたよというのか、どのように報告というか、お知らせされるのか、そのことだけお聞きます。

○子ども課長

一応、今回上げさせていただいた料金のほうのものなのですが、こちらのほう、2月、代表者会のほうでお話をさせていただいて、議員の皆様にも同じものを出させていただいておりますが、そのときに保育園のほうの、知立市の場合ですと、実際に今現在かわりそうなのは保育園の部分だけです。別表第2の部分ですね、その部分について、こういうふうで、3月議会に提案をさせていただくという形で、あくまで案という状況で、保護者の方に裏表で出させていただいたものと同じものを出させていただいております。まず最初が、今度4月から入られるお子さんの保護者にまず最初に、それから在園児にという形にというはなってくるわけなんですけども、今回、3月25日が本会議最終日になってございますけども、そちらのほうで御可決いただきましたら、また保護者に個別に、あなたの保育料は幾らですよというような通知とあわせて、御案内のほうをさせていただきたいなと思っております。

○高木委員

個別に、あなたは幾らですよというふうにしていただかないと、あの一覧表を見ましても、裏に書かれている、今から所得税ではなくなったんですよというような案内とか、非常にわかりにくいなというふうに思いましたので、わかりやすく、まず市民の方に、こういうふうに変ってきたんだということも理解してもらおうということで、よろしく願いいたします。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第34号について挙手により採決します。

議案第34号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第34号 知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。以上で市民福祉委員会を閉会します。

閉会 午後2時28分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 8月 7日

知立市議会市民福祉委員会

委員長 稲垣達雄